
■ 国土交通省／「令和3年度版(2021年)自動車駐車場年報」 について

国土交通省より、「令和3年度版(2021年)自動車駐車場年報」が発表されましたので、一部を抜粋して、お知らせします。なお、詳細については、下記URLをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_fr_000080.html

◇調査方法◇

令和3年8月に国土交通省都市局街路交通施設課が地方整備局等を通じて都道府県及び政令指定都市の駐車場担当部局に関係資料の収集を依頼し、市区町村の協力を得て、令和3年3月末現在のデータを集計・整理したものである。

◇調査対象◇

駐車場の分類は、駐車場法における駐車場の定義によっている。集計の対象とした駐車場は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場であり、特段の断りがない限り、それ以外の駐車施設(例えば、月極駐車場、住宅の車庫、無料の路外駐車場及び小規模な路外駐車場等)は含まれていない。

(1)路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

①都市計画駐車場

都市計画に定められた駐車場をいう。円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設として定められる。

令和3年3月末現在、439箇所、約115千台分が整備されている。

②届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県知事等に届け出なければならない。この届出をされた路外駐車場を届出駐車場という。

令和3年3月末現在、約10千箇所、約1,881千台分が整備されている。

※全日本駐車協会追記

都市計画駐車場、附置義務駐車施設と区分されている届出駐車場を加えると、届出駐車場全体で、約2,603千台分となる。

③附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新

築・増築する者に対し、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を条例で定めることができる。

この条例に基づき附置される駐車施設を附置義務駐車施設という。

令和3年3月末現在、約75千箇所、約3,442千台分が整備されている。

(2) 路上駐車場

駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

路上駐車場は、当該地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応じるため、必要な路外駐車場の整備がなされるまでの間の暫定措置として、道路の路面を使用する形で設置されるものである。従って、当該地区において都市計画において定められた路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場は廃止するものである。

令和3年3月末現在、14箇所、601台分が整備されている。

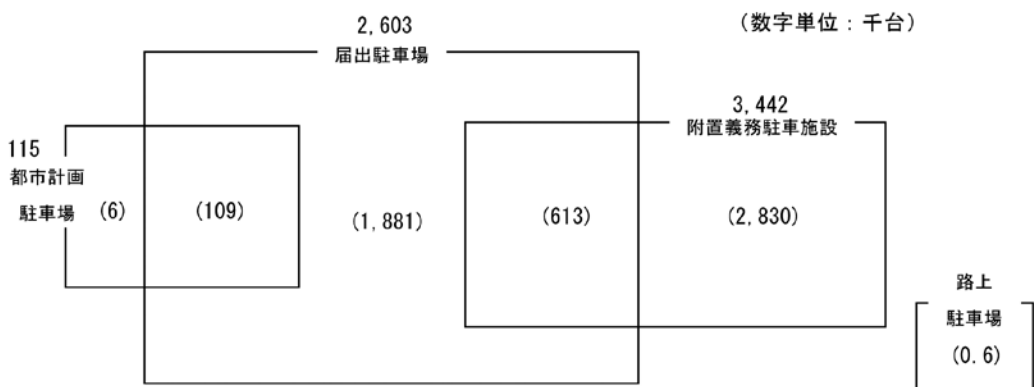
○ 駐車場整備状況（全国） （台数）

	令和2年度末(A)	平成22年度末(B)	A/B
都市計画駐車場	114,816 台	122,051 台	0.94
届出駐車場	1,881,067 台	1,604,463 台	1.17
附置義務駐車施設	3,442,350 台	2,633,354 台	1.31
路上駐車場	601 台	1,032 台	0.58
計	5,438,834 台	4,360,900 台	1.25
自動車保有台数	78,315,475 台	75,149,969 台	1.04
自動車1万台当たり駐車台数	694.5 台	565.8 台	1.23

※都市計画駐車場と届出駐車場の両方に該当する駐車場は都市計画駐車場として区分している。

※附置義務駐車施設と届出駐車場の両方に該当する駐車場は附置義務駐車施設として区分している。

○ 駐車場法に基づく駐車場等の現況（令和2年度末）



2. 自動車保有台数と駐車場台数の推移

